

職 補 一 一 一 二

令 和 七 年 三 月 三 一 日

〔 各 府 省 官 房 長 等
各 行 政 執 行 法 人 の 長
日 本 郵 政 株 式 会 社 人 事 部 長 〕 殿

人 事 院 事 務 総 局 職 員 福 祉 局 長

「 特 定 疾 病 に 係 る 災 害 の 認 定 手 続 等 に つ い て 」 の 一 部 改 正 に つ い て
(通 知)

「 特 定 疾 病 に 係 る 災 害 の 認 定 手 続 等 に つ い て (平 成 二 〇 年 四 月 一 日 職 補 一 一 一 五) 」 の 一 部 を 下 記 の と お り 改 正 し た の で 、 令 和 七 年 四 月 一 日 以 降 は 、 こ れ に よ っ て く だ さ い 。

記

次 の 表 に よ り 、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 (以 下 「 傍 線 部 分 」 と い う 。) で こ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 部 分 が あ る も の は 、 こ れ を 該 当 傍 線 部 分 の よ う に 改 め 、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 部 分 で こ れ に 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 部 分 が な い も の は 、 こ れ を 削 る 。

改 正 後	改 正 前
第 1 特 定 疾 病 の 認 定 手 続 関 係 1・2 (略) 3 災 害 の 概 要 報 告 人 事 院 規 則 1 6 — 0 (職 員 の 災 害 補 償) 第 2 0 条 の 規 定 に よ	第 1 特 定 疾 病 の 認 定 手 続 関 係 1・2 (略) 3 災 害 の 概 要 報 告 人 事 院 規 則 1 6 — 0 (職 員 の 災 害 補 償) 第 2 0 条 の 規 定 に よ

る報告は、運用通達第7（公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係）の1に定めるところによるほか、次に掲げる疾病の種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより行うものとし、実施機関は、補償事務主任者から当該報告を受けた場合には、速やかにその内容を人事院事務総局職員福祉局に報告するものとする。

(1) 心・血管疾患及び脳血管疾患

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（令和3年9月15日職補一266人事院事務総局職員福祉局長）」別添2の心・血管疾患及び脳血管疾患の簡易認定調査票の次のアからオまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア 氏名、所属、職名、適用俸給表、所属組織の組織図及び座席図並びに人事記録

る報告は、運用通達第7（公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係）の1に定めるところによるほか、次に掲げる疾病の種類に応じ、それぞれ次に定めるところにより行うものとし、実施機関は、補償事務主任者からこの報告を受けた場合には、速やかにその内容を人事院事務総局職員福祉局に報告するものとする。

(1) 心・血管疾患及び脳血管疾患

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について（令和3年9月15日職補一266人事院事務総局職員福祉局長）」別添2の心・血管疾患及び脳血管疾患の簡易認定調査票の次のアからオまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア 氏名、所属、職名、適用俸給表、所属組織の組織図又は機構図及び人事記録

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況調査票」及び「発症前6月間の勤務状況調査票」は、第一報においては、添付しなくとも差し支えない。）

エ (略)

オ 4. 健康状況等の欄中「本人の身長及び体重」、「定期健康診断等の記録（災害発生前5年間）」、「指導区分及び事後措置」及び「本人の素因、基礎疾患及び既存疾患」

(2) 精神疾患

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「発症前1週間の勤務状況の詳細」、「発症前1月間の勤務状況の詳細」及び「発症前6月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「発症前1週間の勤務状況調査票」、「発症前1月間の勤務状況調査票」及び「発症前6月間の勤務状況調査票」は添付しなくとも差し支えない。）

エ (略)

オ 4. 健康状況等の欄中「本人の身長及び体重」、「定期健康診断等の記録、指導区分及び事後措置の内容」及び「本人の素因、基礎疾患及び既存疾患」

(2) 精神疾患

「精神疾患等の公務上災害の認定について（平成20年4月1日職補一114人事院事務総局職員福祉局長）」別添の精神疾患等の簡易認定調査票の次のアからカまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア 氏名、所属、職名、適用俸給表、所属組織の組織図及び座席図並びに人事記録

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「災害発生前6月間の勤務状況調査票」は、第一報においては、添付しなくとも差し支えない。）

「精神疾患等の公務上災害の認定について（平成20年4月1日職補一114人事院事務総局職員福祉局長）」別添の精神疾患等の簡易認定調査票の次のアからキまでに掲げる欄に所要事項を記載し、又は必要な資料を添付して行うものとする。

ア 氏名、所属、職名、適用俸給表、所属部署の組織図又は機構図及び人事記録

イ (略)

ウ 2. 災害発生前の業務従事状況等（「災害発生前1月間の勤務状況の詳細」及び「災害発生前6月間の勤務状況」については、それぞれ超過勤務時間数の状況及び休日勤務、勤務間のインターバル、深夜勤務、極端な不規則勤務、交替制勤務、宿日直勤務、出張等の状況を記載すること。なお、別添「災害発生前1月間の勤務状況調査票」及び「

(削る)

エ 3. 災害発生時の医師の
所見等の欄中「主治医の診
断書・意見」及び「診療録
・診療要約」

オ 4. 健康状況等の欄中「
定期健康診断等の記録、指
導区分及び事後措置の内容
(災害発生前5年間)」、
「既往歴」(「主治医の診
断書・意見」及び「診療録
・診療要約」は、第一報に
おいては、添付しなくても
差し支えない。)

カ 5. 日常生活等の欄中「
私生活上の事故(交通事故
、犯罪被害等)、離婚、経
済問題(多額の借金等)等
の心配事、家族・親族等に
ついての心配事(負傷、疾
病、死亡、事故等)の有無
」

災害発生前6月間の勤務状
況調査票」は添付しなくと
も差し支えない。)

エ 3. 災害発生前の本人の
言動等

オ 4. 災害発生時の医師の
所見等の欄中「主治医の診
断書・意見」及び「診療録
・診療要約」

カ 5. 健康状況等の欄中「
定期健康診断等の記録、指
導区分及び事後措置」、「
既往歴」(「主治医の診
断書・意見」及び「診療録・
診療要約」はなくても差し
支えない。)

キ 6. 日常生活等の欄中「
私生活上の事故(交通事故
、犯罪被害等)、離婚、経
済問題(多額の借金等)等
の心配事、家族・親族等に
ついての心配事(負傷、疾
病、死亡、事故等)の有無
」

(3)・(4) (略)

(5) 負傷に起因する複合性局所疼痛症候群（反射性交感神経性ジストロフィー又はカウザルギー）

運用通達第7（公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係）の1に掲げる事項及び次のアからエまでに掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。この場合において、アからエまでに掲げる事項については、なるべく具体的に記載するものとする。

ア 複合性局所疼痛症候群の原因となった負傷を公務上の災害又は通勤による災害と認定した理由（認定時の一件書類を添付）

イ 複合性局所疼痛症候群の原因となった負傷の部位、程度

ウ・エ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 負傷に起因する反射性交感神経性ジストロフィー又はカウザルギー

運用通達第7（公務上の災害又は通勤による災害の報告及び通知関係）の1に掲げる事項及び次のアからエまでに掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。この場合において、アからエまでに掲げる事項については、なるべく具体的に記載するものとする。

ア 反射性交感神経性ジストロフィー又はカウザルギーの原因となった負傷を公務上の災害又は通勤による災害と認定した理由（認定時の一件書類を添付）

イ 反射性交感神経性ジストロフィー又はカウザルギーの原因となった負傷の部位、程度

ウ・エ (略)

4～8 (略)	4～8 (略)
第2・第3 (略)	第2・第3 (略)

以 上